

# 仕 様 書

件 名 : 都市公園(西部)植栽維持管理業務委託

履 行 場 所 : 周南市内各公園

業 務 の 内 容 : 別添「特記仕様書」のとおり

履 行 期 間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日



# 特記仕様書

特記事項	
都市公園（西部）植栽維持管理業務委託	
委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日	
第1章 施工条件	
[1] 総則	
1. この特記仕様書は、市が管理する公園植栽維持管理業務委託に適用する。	
2. この特記仕様書による他、一般的事項については山口県業務委託共通仕様書「共通編」、周南市契約事務規則、周南市工事執行規則に準拠して行う。	
3. この業務の管理及び検査はこの特記仕様書、及び協議により定める他	
・山口県土木工事施工管理基準	
・山口県土木工事検査技術基準	
・山口県土木工事共通仕様書「共通編・道路編（道路維持）・公園編」	
・山口県土木工事施工管理基準「写真管理基準」	
・日本住宅公団監修「監督必携・第IV編（造園工事）」	
に準拠して行う。	
4. この業務は、年間をとおして公園植栽の良好な維持管理を行うことを目的とする。	
[2] 契約	
1. 本業務の契約は、周南市契約事務規則及び周南市の示す業務委託契約書式のとおりとする。	
2. 部分払いは、7月、10月、翌年1月、4月の4回とする。	
[3] 業務計画・工程	
1. 受託者は本業務の実施にあたり、業務計画書を契約締結後7日以内に提出し、委託者の承認を得ること。	
2. 受託者は業務を実施するため、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。	
3. 受託者は、作業実施にあたり、剪定時期等適期を逸しないよう留意すること。	
4. 薬剤散布作業については、作業前日に直接電話等で作業計画を連絡し、指示を受けること。	
[4] 報告書	
1. 予定表（週間・月間）	
受託者は次週の週間作業予定表を毎週提出すること。又、翌月の月間作業予定表を月末までに毎月提出すること。	
2. 報告書	
受託者は、作業日報（出面表添付）を作成し、作業写真と巡視月報についても報告書として提出すること。	
3. 報告書は、原則翌月の5日までに提出し、委託者の検査を受けること。	

# 特記仕様書

特記事項
[5] 巡視報告 1. 受託者の現場代理人は委託区域を巡回し、異常の有無を委託者に報告すること。 2. その結果は週間作業予定表に記載し、報告すること。 3. 緊急の場合には電話連絡等可能な手段で連絡すること。
[6] 地元関係等への交渉等 1. 地元関係者への説明、交渉等は委託者が行うものとするが、監督職員の指示する場合には、受託者はこれに協力するものとする。 2. 受託者は、業務の実施にあたっては地元関係者からの質問、疑義に関する説明を求められた場合には、監督職員の承諾を得ずに対応しないものとし、地元関係者等との間に紛争等が生じないように努めなければならない。 3. 当委託業務に起因する第三者への損害等についてはすべて受託者の責務と負担で解決を図ること。
[7] 公害対策 1. 薬剤の使用にあたり、必ず購入前に薬剤の種類、メーカー等について報告し、承認を受けること。 2. 薬剤の使用にあたり、飛散防止の措置等の対策について委託者の指示を受けること。 3. 薬剤の散布、処理については常にその末端まで注意をし、二次公害の防止の注意を怠らないこと。
[8] 安全対策 1. 剪定作業にあたり、作業範囲をコーン等で囲い明示し、交通安全対策に十分配慮すること。 2. 機械除草時は飛び石防護を必ず行うこと。 3. 作業車には『作業中』の表示を必ず行うこと。 4. 歩道等を規制し作業する場合は、セーフティコーン等で仮設道を設けるとともに通行者の安全に配慮すること。 5. 住宅・店舗・病院等の出入口前を規制して作業する場合は、事前に作業予定をお知らせし、出入に支障が無いよう、事前に受託者で調整を行うこと。
[9] その他 1. 仕様書、設計図書に明示していない事項、またはその内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員に申し出て指示を受けるものとする。

# 特記仕様書

特記事項
第2章 施工
[1] 剪定
1. 剪定は、樹木の美観、形状寸法の調整、機能の維持等を目的として、管理計画で定めた仕立て方式に基づいて、目的に応じた適切な時期及び手法（剪定・強剪定）を選んで行う。
2. 高木は、形状寸法の調整のため強剪定（樹高切下含む）を行う場合以外は自然樹形仕立てを原則とする。高木剪定は可能な限り剪定後満2年は建築限界を侵さないよう行うこと。
3. 中、低木の刈り込みの場合は、定期的な剪定により所定の形状の維持を図ること。
4. 花木等にあつては、開花を阻害しないように花芽形成期前に行うこと。
5. 高中木の剪定枝等はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積し、低木剪定枝等は、一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[2] 薬剤防除
1. 薬剤防除については監督職員に届け出を行い、必ず承認をうけること。
2. 見回り監視に注意し早期発見に努め、薬剤防除は出来るだけ避けること。また、散布に当たっても出来るだけ最小限に留めること。
3. 使用した場合は、薬剤の種類、使用量、使用した箇所について、報告書に記載すること。
4. 薬剤の飛散による公害対策には特に注意すること。
[3] 除草・機械芝刈
1. 修景植栽地内は年間良好な管理を行い、雑草等が繁茂しないよう計画的に除草を行うこと。
2. 雑草は通行の支障とならないように適時、除草を行うこと。
3. 取り除いた草木を集積する場合は、施設に支障とならない箇所に集積し適切に撤去すること。
4. 草等は一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[4] 除草剤散布
1. 作業にあたっては、対象となる地被及び雑草の種類、育成状態、除草剤に対する知識のあるものが施工すること。除草剤は、使用許可場所のみに使用すること。
2. 使用した場合は、除草剤の種類、使用量、使用した箇所等について報告書に記載すること。
3. 通行者に作業内容が分かるように周知し、安心・安全に配慮しながら適切に使用すること。
4. 樹木、草花、第3者及び隣接地等にかからないよう十分注意をして行うこと。なお、草丈が長い場合は、除草剤散布に先駆けて草刈りを行うこと。
[5] 灌水
1. 夏期渇水期に灌水の必要がある場合、速やかに監督職員に連絡し指示をあおぐこと。
2. まだ活着の不十分な樹木、及び地覆植物については灌水を行うこと。

# 特記仕様書

## 特記事項

### [6] 枯損木・支障木処理（伐採）

1. 枯損木・支障木処理は、立ち枯れ及び通行の支障となる公園植栽の除去を行う。
2. 枯損木・支障木は原則、切株が通行の支障とならない位置で切断を行うが、やむを得ず切株が残る場合は、監督職員と協議し行うこと。
3. 枯損木・支障木はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積すること。

### [7] 除草・低木剪定処分費

1. 除草・低木剪定処分費は、除草・低木剪定及び落葉清掃で発生した草葉及び小枝の処分費用である。
2. 回収した草等は一般廃棄物処分場において適正に処分すること。

### [8] 巡視

1. 毎月1回（年間計12回）以上巡視を行い、樹木状況を観察し毎月委託者に作業報告書を提出すること。
2. 台風、大雨の後は適時、巡視を行いその状況を電話等で報告し、指示を受けること。
3. 巡視時に発見した、利用に支障となるひこばえ、不要な支柱、枯れ枝、小規模な病虫害駆除等は適切な作業を行い対応すること。
4. 年間をとおして良好な修景が保たれるよう努めること。
5. 公園植栽管理の巡視は、植栽の健全な育成、維持向上、利用者の安全及び快適性の確保を基本に行うこと。

# 特記仕様書

## 特記事項

### 第3章 管理

管理業務（作業）の出来高は、写真で管理する。

#### [提出書類]

○契約後7日以内

・業務計画書

①業務内容 ②実施方針 ③業務実施工程 ④業務実施組織計画 ⑤打ち合わせ計画

⑥連絡体制（緊急時含む） ⑦検査基準 ⑧その他必要項

○毎週

・週間作業予定表

○毎月

・月間作業予定表

・報告書

①作業日報（出面表添付） ②作業写真

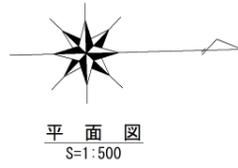
③巡視報告書（公園別植栽状況）

## 内訳表

内 容	数量	単位	単価	金額	備考
高木剪定(幹周120cm以上)	1	本			運搬含むL=3.7km
高木剪定(幹周60cm~120cm)	45	本			運搬含むL=3.7km
高木剪定(幹周60cm未満)	50	本			運搬含むL=3.7km
中木剪定(樹高3m未満)	5	本			運搬含むL=3.7km
低木剪定	3,000	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
動力薬剤散布(幹周90cm未満)	500	L			
除草清掃	30,000	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
機械芝刈	3,000	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
除草剤散布	1,000	m <sup>2</sup>			
灌土工	100	m <sup>2</sup>			
枯損木・支障木処理(幹周120cm以上)	1	本			運搬含むL=3.7km
枯損木・支障木処理(幹周60cm~120cm)	5	本			運搬含むL=3.7km
枯損木・支障木処理(幹周60cm未満)	10	本			運搬含むL=3.7km
除草・低木剪定処分費	36	t			
巡視	12	回			
交通誘導員B	2	人			
直接業務費					
諸経費					
業務価格					
消費税及び地方消費税額					
業務費					

都市公園（西部）植栽維持管理業務委託数量表

番号	公園名	種別	位置	公園面積	高中整枝工	低木整枝工	草刈	巡視	備考
44	加見公園	街区	大字上村字東南野704番外	0.20	○		○	○	
46	見明第1公園	街区	大字下上字見明1008番4	0.09		○	○	○	
47	見明第2公園	街区	大字下上字見明1015番1	0.10		○	○	○	
48	富岡公園	街区	大字下上平城1566番外	0.40			○	○	
55	的場公園	街区	大字夜市字太田2530番17他	0.29	○		○	○	
58	上迫公園	街区	上迫町1034番	0.16			○	○	
59	政所公園	街区	政所二丁目8番1	0.23	○	○	○	○	
60	片山公園	街区	富田一丁目3922番	0.22			○	○	
61	宮の前公園	街区	宮の前二番目3番2	0.21	○	○	○	○	
62	政所東公園	街区	政所三丁目7番6	0.18	○	○	○	○	
63	中央公園	街区	中央町4番10	0.26	○	○	○	○	※オブジェ点検
64	柏屋新田公園	街区	新田一丁目2612番72	0.22	○	○	○	○	
65	長田公園	街区	長田町18番	0.50	○	○	○	○	
66	川崎公園	街区	川崎三丁目175番23	0.18	○		○	○	
75	湯野公園	街区	大字湯野字中岡4341番1	0.11	○		○	○	
76	川上ダム公園	街区	大字川上一の瀬	0.40	○		○	○	
93	戸田東公園	街区	大字戸田字上押田1641番1	0.20			○	○	
94	菊川公園	街区	大字下上字上野1599番8外	0.46	○	○	○	○	
97	城山第1公園	街区	大字下上字城山10367番36	0.03			○	○	
98	清海第2公園	街区	大字下上字清海869番4外	0.03			○	○	
104	岩屋公園	街区	大字下上字岩屋2148番6外	0.01			○	○	
105	清水東公園	街区	清水二丁目1385番4外	0.24	○	○	○	○	
106	清水西公園	街区	清水一丁目1417番2外	0.22	○	○	○	○	
107	福川南公園	街区	中畷町2353番71外	0.12	○	○	○	○	
118	米光公園	普通	米光字商寄352番25	0.13			○	○	
130	城山第2公園	その他	大字下上字城山375番7	0.01			○	○	
131	城山第3公園	その他	大字下上字城山367番64	0.02			○	○	
132	清海第1公園	その他	大字下上字852番9外	0.02	○	○	○	○	
135	潮入緑地	その他	大字夜市2931番14外	0.07			○	○	
136	城山第4公園	その他	大字下上字城山374番26	0.02			○	○	
137	後山公園	その他	大字富田字後山2405-1	0.02			○	○	
138	東江田公園	その他	中央町3-1	0.15			○	○	勝栄寺土塁は教育委員会管理
139	古市開作公園	その他	古泉一丁目1081番18	0.02	○		○	○	
141	平野開作広場	その他	浜田四丁目4456番40	0.01			○	○	
142	大神1号公園	その他	大神一丁目10297番142	0.04			○	○	
143	大神2号公園	その他	大神一丁目10312番20	0.01			○	○	
144	清水広場	その他	清水1丁目1421番1外	0.01			○	○	
145	辰尾公園	その他	大字福川	0.76	○		○	○	
146	柏屋新田緑地	その他	新田二丁目2609番222他	0.73	○		○	○	
147	古開作広場	その他	古泉三丁目1030番32	0.02				○	
148	大神広場3	その他	大神四丁目1891番14	0.01			○	○	
149	大神広場4	その他	大神三丁目2378番4	0.01			○	○	
150	河内町広場	その他	河内町3380番6	0.01			○	○	
151	新堤公園	その他	新堤町3097番5外	0.03			○	○	
152	長田北公園	その他	長田町2220番343	0.08			○	○	
153	長田東緑地	その他	長田町2220番337	0.27	○		○	○	
154	羽島広場	その他	羽島三丁目2452番27	0.02			○	○	
155	ゆめ公園	その他	政所四丁目1707番	0.08	○		○	○	
156	駅南西・東・第3公園	その他	清水二丁目770番31	0.08	○		○	○	
157	福川1丁目公園	その他	福川一丁目24番65外	0.01			○	○	
158	大神広場5	その他	大神一丁目3110番8	0.01			○	○	
159	大神広場6	その他	大神三丁目2370番13	0.02			○	○	
160	大神広場7	その他	大神四丁目1890番4	0.06			○	○	
161	中畷広場	その他	中畷町2336番21	0.02			○	○	
163	長田西公園	街区	長田町39番8	0.14			○	○	
164	室尾広場	その他	室尾二丁目2250番19外	0.01			○	○	
165	坂根町広場	その他	坂根町3368番24	0.01			○	○	
170	夜市下市公園	その他	大字夜市字大ぶけ3197番13外	0.01			○	○	
174	米光広場	その他	米光字下松田379番44	0.01			○	○	
176	十軒屋広場	その他	大字戸田字十軒屋東2874番13	0.01			○	○	
177	さくら坂公園	その他	土井1丁目9	0.08	○	○	○	○	樹木剪定のみ
178	御殿地公園	その他	土井2丁目3-14	0.06	○	○	○	○	樹木剪定のみ
179	いなり下公園	その他	土井1丁目12	0.01	○	○	○	○	樹木剪定のみ
180	水分け公園	その他	政所1丁目1-30	0.02	○	○	○	○	樹木剪定のみ
181	三笠公園	普通	三笠町4885番256	0.18	○		○	○	
182	新町西公園	街区	周南市富田新町一丁目7番2	0.15	○		○	○	
183	新町東公園	街区	周南市富田新町二丁目5番9	0.15			○	○	
184	古市公園	街区	周南市中央町15番6	0.18			○	○	
185	浜田公園	街区	周南市浜田二丁目5番8、9	0.23			○	○	
	小計	69		8.35					



剪定枝は指示されたブロックへ搬入して下さい  
 搬入するブロックが不明な場合は、確認して下さい  
 平日8:30~17:15 公園花とみどり課 0834-22-8402  
 土日祝日夜間に対応しておりませんので、  
 事前に確認しておいて下さい

